令和5年12月

委託販売事業をご利用の皆様へ

消費税のインボイス制度に備え
組合員加入頂けましたか？

インボイス制度とは

➡　令和５年10月１日から始まる消費税インボイス制度のもとでは、「買い手」が消費税の仕入税額控除を行うためには、原則として「売り手」が発行したインボイスが必要となります。

ＪＡに販売委託する場合には「農協特例」の適用があります

➡　農産物の委託販売の場合も「売り手」（生産者）がインボイスを発行することが原則とされていますが、ＪＡが行う委託販売事業は、一定の要件の下で、ＪＡが発行する書類で「買い手」が仕入税額控除できる「農協特例」の適用を受けることが可能です。

「農協特例」の
主な適用要件
①**委託者が組合員**
②無条件委託
③共同計算による精算

組合員への加入をお願いいたします

➡　インボイス制度下において、**組合員加入されていない方が出荷した農産物が混在する取引については、制度上、農協特例の適用を受けることができません**。この場合には、取引全体が「買い手」にとって仕入税額控除できない取引となり、価格交渉において不利になることも想定されます。

当ＪＡでは、皆様の農業所得の維持・向上のためにも、そのような事態は回避したいと考えております。

つきましては、**現在組合員加入されていない利用者の皆様におかれましては、ご案内の手続により、組合員加入手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。**

JAあわ市